

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

(甲) ご活用者様

(乙) 事業者

1. 事業の目的及び運営の方針

合同会社橘会が開設する訪問看護ステーションふれんず（以下「ステーション」という。）。ステーションの看護師等が要介護状態、又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の治療を認めた高齢者に対しその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むこと出来るように支援することを目的とする。

ステーションの看護等は、要介護等の心身の特性をふまえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保重視した在宅療法が出来るように支援する。ステーションは事業の運営の実施にあたっては、関係市町、地域の保健医療、福祉サービスとの綿密な連携を保ち、総合的なサービス提供に努めるものとする。

2. 訪問看護事業者の概要

事業者名	合同会社 橘会		
事業所名	訪問看護ステーション ふれんず		
代表者氏名	管理者 中川 祥恵		
事業所番号	3560390274	指定取得日	令和 2年8月1日
所在地	〒753-0021 山口県山口市桜島5-4-3		
事業内容	・医療保険法、介護保険法による居宅サービス事業		

3. 事業所の職員体制

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師 1 名 1 人（常勤）

管理者は、ステーションの事業者の管理、指定訪問看護および、指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに関わる調整、主治医との連携・調整、栄養の実施状況の把握、その他の看護を一元的に行う。

(2) 看護等 看護師 3 名 常勤職員 2 名（うち 1 名は管理と兼務）、非常勤職員 1 名

理学療法士 3 名（常勤職員 2 名、非常勤職員 1 名）作業療法士 1 名（常勤職員 1 名）

看護師等は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者またはその家族に説明する。

4. 費用

(1)基本単価

(看護)

	サービス内容	介護保険単位数	単位金額(円)
要介護	訪問看護Ⅰ 1(20分未満)	314	¥3,140
	訪問看護Ⅰ 2(30分未満)	471	¥4,710
	訪問看護Ⅰ 3(30分～60分未満)	823	¥8,230
	訪問看護Ⅰ 4(60分～90分未満)	1128	¥11,280
要支援	訪問看護Ⅰ 1(20分未満)	303	¥3,030
	訪問看護Ⅰ 2(30分未満)	451	¥4,510
	訪問看護Ⅰ 3(30分～60分未満)	794	¥7,940
	訪問看護Ⅰ 4(60分～90分未満)	1090	¥10,900

(リハビリ)

	サービス内容	介護保険単位数	単位金額(円)
要介護	20分	294	¥2,940
	40分	588	¥5,880
	60分	795	¥7,950
要支援	20分	284	¥2,840
	40分	568	¥5,680
	60分	426	¥4,260

※1 単位：10 円となります。

※ケアプランの金額を超えた場合は、全額ご活用者様負担となります。

(延長料金)

延長料金に関しましては、保険の適用外となり、全額ご活用者様負担となります。

延長時間	金額(円)
20分未満	3,200
30分未満	4,800
40分未満	6,400
60分未満	9,600
90分未満	12,800

(2)加算

複数名訪問加算	254単位/回	2人の看護師が同時に30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位/回	看護師が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合
	201単位/回	2人の看護師が同時に30分未満の訪問看護を行った場合
	317単位/回	看護師が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300単位/回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行ったとき
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/回	24時間連絡体制と必要に応じて緊急訪問を行う場合
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位/回	
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/回	特別な管理を必要とする場合、サービスの実施に当たり計画的な管理を行う場合
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/回	
ターミナルケア加算	2500単位/回	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および前日14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算(Ⅰ)	350単位/回	新規利用時、過去2か月間に利用がない場合、計画書を作成した場合(退院日)
初回加算(Ⅱ)	300単位/回	新規利用時、過去3か月間に利用がない場合、計画書を作成した場合(退院日以降)
退院時共同指導加算	600単位/回	退院対処に当たり、両養生必要な共同指導を行った場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	100分の1減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未策定減算	100分の1減算	感染症、災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合
専門管理加算	250単位/回	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門のケアを受けた看護師が計画的な管理を行った場合
遠隔死亡診断補助加算	150単位/回	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者にその主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合
口腔連携強化加算	50単位/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合
PT,OT,STの場合の減算	8単位/回	別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所
介護職員等処遇改善加算	実績単位×1.8%	別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所

夜間早朝加算・・・基本単価の 25%/1 回

午後 6 時から午後 10 時、早朝午前 6 時～午前 8 時に訪問看護を行った場合

深夜加算・・・基本単価の 50%/1 回 午後 10 時から午前 6 時に訪問看護を行った場合

(交通費)

通常の事業の実施地域は以下に記載の地域とする。

山口市、美祢市、防府市、萩市（離島は除く）

5. 営業日時

営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30
休業日	土・日(人員や緊急、利用者との相談により異なります)

6. 料金

1. 訪問看護を受けるにあたり、主治医の訪問看護指示書が必須になります。指示書料金として主治医の病院より請求されますので、文章量として甲のご負担となります。

2. 訪問看護・リハビリの料金は原則として料金表の 1 割または 2 割、3 割が甲のご負担額となります。

7. 料金のお支払い

①支払方法

自動払い込みを推奨させていただいております。銀行口座をご記入していただきます。

②領収書

ご入金の確認後、発行させていただいております。

9. キャンセル

サービスのキャンセルは、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先の電話番号 083-941-5151

10. 緊急時の対応について

サービスの提供中に病状の急変などがあった場合は速やかに、甲の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅介護支援事業者等へ連絡対応を致します。

11. 事故発生時の対応方法について

サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに甲の緊急連絡先に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

甲がけがをされた場合、状態に応じて、救急隊、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡し、必要な措置を致します。

物損事故が発生した場合、破損物の状態を確認し、追って必要な対処を致します。

12. サービス内容等の記録作成・保管

①用紙で保管する場合は鍵のかかる場所に保管します。乙は甲へのサービスの実施状況等に関する記録を整備し、契約終了の日から2年間保管します。請求に関する資料は5年間保管します。

②保管期間が終了した書類についてはシュレッダーにて破棄します。

③電子媒体で保管する場合は、パソコンログイン時にパスワードを求める等のセキュリティを設定し、甲のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコンを扱えないようにします。

④外部へのデータの持ち出しを禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。

13. 個人情報の取り扱いについて

乙は甲へのサービスを実施していくにあたり、下記のとおり個人情報の提供を行います。

- ・主治医・ケアマネージャー様へ「訪問看護報告書・次月訪問看護計画書」を毎月初旬に提供します。
- ・保険者へ「居宅サービス給付費明細書」を毎月初旬に提出します。
- ・甲の体調不良時や緊急時等の対応時に、関連機関(病院や救急隊)への電話やFAXなどによる連絡をします。
- ・医療機関又は介護保険施設にご入所される際に「訪問看護サービス要約」を提供します。
- ・サービス担当者会議の開催時、必要な意見を求められた場合に情報提供をします。

14. ハラスメントについて

スタッフ、ご利用者様やご家族様が本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合については、文書通知をもって契約解除をさせて頂くことがあります。その場合は、契約解除となります。

背信行為は暴力や嫌がらせ、悪質クレーム、脅し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、モラルハラスメント等を指します。

15. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当社でのサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応いたします。

訪問看護ステーション ふれんず

電話番号 : 083-941-5151
FAX : 083-941-5152
受付窓口 : 店舗責任者

苦情の相談窓口

山口市介護保険課 0839-34-2795

防府市高齢福祉課 0835-25-2979

美祢市高齢福祉課 0837-52-5229

萩市高齢者支援課 0838-25-3368

山口県国民健康保険団体連合会 0839-95-1010

令和 年 月 日

以上の内容について、説明を致しました。また、本契約書内容についての責任は乙にあります。

乙	所在地	山口県山口市桜畠 5-4-3			
	名称	訪問看護ステーション	ふれんず		
	契約内容責任者	代表社員	中川 祥恵	印	

重要事項の説明を受け、同意しました。

甲　　ご住所

ご氏名 _____

代理人 ご住所

ご氏名 _____ 甲とのご関係 (_____)

